

平成31年余市町議会第1回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
 延 会 午前11時46分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 2番 吉 田 豊
 平成31年3月4日（月曜日）

○招 集 の 場 所 余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
 余市町議事堂 副 町 長 細 山 俊 樹

○開 会 総 務 部 長 前 坂 伸 也
 平成31年3月4日（月曜日） 午前10時 総 務 課 長 須 貝 達 哉

○出 席 議 員 (17名)	企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一
余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫	地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
余市町議会副議長 11番 白 川 栄 美 子	財 政 課 長 高 橋 伸 明
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二	税 務 課 長 紺 谷 友 之
〃 3番 井 潤	民 生 部 長 須 藤 明 彦
〃 4番 岸 本 好 且	町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成
〃 5番 土 屋 美 奈 子	高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実
〃 7番 近 藤 徹 哉	保 健 課 長 羽 生 満 広
〃 8番 吉 田 浩 一	環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人
〃 9番 佐 藤 一 夫	経 済 部 長 久 保 宏
〃 10番 野 崎 奎 一	農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
〃 12番 庄 巖 龍	商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨
〃 13番 安 久 莊 一 郎	建 設 水 道 部 長 亀 尾 次 雄
〃 14番 大 物 翔	建 設 課 長 篠 原 道 憲
〃 15番 中 谷 栄 利	下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
〃 16番 藤 野 博 三	水 道 課 長 渡 辺 郁 尚
〃 17番 茅 根 英 昭	会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 山 本 金 五
〃 18番 溝 口 賢 誇	農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美
	教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
	教 育 部 長 小 俣 芳 則
	学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志
○欠 席 議 員 (1名)	社 会 教 育 課 長 奈 良 論

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
議 事 係 長 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町一般会計補正
予算(第9号))
- 第 4 報告第 2 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(北海道市町村総合事務組合規約)
- 第 5 報告第 3 号 専決処分の報告につ
いて
- 第 6 議案第 7 号 平成30年度余市町
一般会計補正予算(第10号)
- 第 7 議案第 8 号 平成30年度余市町
介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 8 議案第 9 号 平成30年度余市町
国民健康保険特別会計補正予算(第
4号)
- 第 9 議案第10号 平成30年度余市町
水道事業会計補正予算(第2号)

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成31年余
市町議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立

いたしました。

なお、吉田豊議員は通院のため若干遅刻の旨届
けがありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案18件、
報告3件、他に一般質問と議長の諸般報告及び行
政報告並びに平成31年度町政執行方針と教育行政
執行方針です。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によ
り、議席番号5番、土屋議員、議席番号7番、近
藤議員、議席番号8番、吉田議員、以上のとおり
指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、会期の決定を
議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を
求めます。

○16番(藤野博三君) 平成31年余市町議会第1
回定例会開催に当たり、3月1日午前10時より委
員会室におきまして議会運営委員会が開催されま
したので、その審議経過並びに結果につきまして
私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細
山副町長、前坂総務部長、須貝総務課長の出席が
ありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案18件、
報告3件、一般質問は6名によります6件、平成
31年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、他
に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より3月22日までの
19日間と決定したことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各
位のお手元に日程表が配付されておりますので、
省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町一般会計補正予算（第9号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第7号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第10号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第8号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第9号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第10号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、一般質問は、6名による6件です。

日程第11、議案第1号 平成31年度余市町一般会計予算、日程第12、議案第2号 平成31年度余市町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第3号 平成31年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第14、議案第4号 平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第15、議案第5号 平成31年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第16、議案第6号 平成31年度余市町水道事業会計予算の以上6件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、議長を除く議員17名で構成する平成31年度余市町各会計予算特別委員会を設置し、付託することに決しまし

た。

日程第17、議案第11号 余市町食育推進会議条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第12号 余市町職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第13号 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第14号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第15号 余市町が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第22、議案第16号 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第23、議案第17号 余市町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第24、議案第18号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から22日まで

の19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から22日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、千葉まちづくり計画課長は通院のため本日欠席の旨届け出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る2月13日、札幌市において開催されました後志町村議会議長会定期総会について報告いたします。総会では、平成31年度の事業計画及び歳入歳出予算、負担金賦課徴収方法等がそれぞれ承認、決定されておりますことをご報告申し上げます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によります平成30年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告が教育委員会からありましたので、その写しを配付

しておりますので、ご了承願います。なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

○議長(中井寿夫君) 次に、町長から申し出のありました行政報告について発言を許します。

○町長(齊藤啓輔君) 損害賠償について行政報告を申し上げます。

本件は、本年2月の排雪作業中に発生しました住宅に引き込まれた電気通信設備の損傷事故につきましてこのたび損害賠償額について示談が成立したことから、その概要をご報告申し上げます。

事故の概要につきましては、平成31年2月14日、黒川町17丁目26番地2付近において直営で行っておりました排雪作業中に電気通信ケーブルを断線する事故が発生したものであります。事故発生後速やかに通信会社に連絡をとり、早急に復旧工事が行われたところでございます。

その後通信会社と話し合いを行い、本町が損害賠償金を支払うことにより和解することで合意に至り、2月22日に地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額の決定について専決処分をいたしたところでございます。

今後におきましては、業務中の安全管理により一層努めてまいり所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長(中井寿夫君) 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**財政課長（高橋伸明君）** ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成30年度余市町一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第9号）の内容につきましては、補正予算（第3号）に計上いたしました八幡山遺跡埋蔵文化財発掘調査事業において業務量の増大に伴い、専決処分により関係経費の増額補正計上を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に財源を求め、歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年1月21日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第9号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,093万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、10款教育費、4項社会教育費、8目埋蔵文化財発掘調査費、補正額550万8,000円、13節委託料550万8,000円につきましては、業務量の増大に伴う委託料の増額計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。このページ、中段でございます。2、歳入、14款国庫支出金、3項委託金、4目教育費委託金、補正額550万8,000円、1節社会教育費委託金550万8,000円につきましては、埋蔵文化財発掘調査に係る委託金の計上でございます。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（中井寿夫君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○**8番（吉田浩一君）** この時期に専決をして、埋蔵文化財の整理をするということですよ。恐らく水産博物館の隣にプレハブが今つくられて、そこところで出土したものの整理等をしているのだと推測しています。それで、専決したこと自体は何ら問題ないとは思うのですけれども、この時期に予算追加をするということであれば、事業が終わらなければ繰り越しをするだとかという作業を普通はするのです。ですけれども、繰り越しをしないということは、年度内に全部この調査というか、整理は終わるのでしょうか。終わらないとするのであればどうされるのか、その点をちょっとお尋ねいたします。

○**社会教育課長（奈良 論君）** 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

この時期の専決になりましたことにつきまして

は、事業の増大、増量ということにつきましては11月時点のときでわかってはいたのですが、開発局との協議の中で追加の事業ができるかできないかということで協議をさせていただいております。その中で開発のほうから追加の事業の予算がついたということで今回専決処分ということで計上させていただきました。

年度内で終わるのかというご質問でございますけれども、現在3月20日までの延長の期間をもちまして年度内の整理がつくという見通しでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（須貝達哉君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるところでございます。

今回ご提案申し上げます規約の制定並びに廃止の理由でございますが、北海道市町村総合事務組合は非常勤消防団員に係る損害賠償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等の共同処理を事務としており、共同処理する団体が事務ごとに異なるいわゆる複合的一部事務組合であります。今般総務省から地方自治法第285条の規定により複合的一部事務組合は市町村及び特別区しかこれを設置することができず、北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに北海道が構成員となっている一部事務組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は、複合的一部事務組合である総合事務組合に加入できないことから、早急に必要な見直しを行うよう助言があったところでございます。他方で、事務処理の効率性の観点に鑑み、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合からは非常勤職員に係る公務災害補償等の事務処理を北海道市町村総合事務組合に委託したい意向が示されたところでございます。このことを踏まえ、北海道市町村総合事務組合の規約の制定並びに廃止を行い、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成員から除くとともに、当該3団体に係る事務処理の委託を受けられるよう手当てをするものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年1月31日、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。

北海道市町村総合事務組合格約。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

(1) 組合構成団体である関係市の長 1人

(2) 組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選

する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

次のページをお開き願います。

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

第3章 組合の執行機関

(管理者および副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

4 管理者は、組合を統括代表し、組合の事務を管理執行する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。

7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 組合構成団体の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

次のページをお開き願います。

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章 雑則

(事務の受託)

第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第

67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則（平成31年市町村第 号指令）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。

2 北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

以下、別表第1、第2条関係につきましては、組合を組織する地方公共団体を記載した表でございますので、朗読を省略させていただきたいと存じます。

また、次の次のページになりますが、別表第2、第3条関係につきましては共同処理する事務と共同処理する団体を記載した表でございますので、こちらも朗読を省略させていただきたいと存じます。

以上、報告第2号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(篠原道憲君) ただいま上程されました報告第3号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました平成31年2月14日に本町が行った道路排雪作業による電気通信設備の損傷事故にかかわる損害賠償の和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、電気通信設備の所有者でございます通信会社と解決に向けての交渉を行い、このたび一定の合意に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

それでは、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年2月22日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が行った道路排雪作業による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・、氏名、・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・、・・・・・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、1万7,760円を支払うものとする。

3、事故の概要、(1)、事故の発生日、平成31年2月14日。(2)、事故の発生場所、余市郡余市町黒川町17丁目26番地2。(3)、事故の内容、余市町が行った道路排雪作業中に相手方所有の電気通信設備を損傷したもの。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしく願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番(吉田浩一君) もう少し詳しく教えてください。まず、発生時間、お願いします。

次に、排雪作業中に事故を起こしたというのだけれども、例えば作業員がそういう器具をひっかけたのか、ロータリー車がひっかけたのか、もしくはショベルが行っているはずですから、ショベルがひっかけたのか、もしくはダンプがぶつけたのか、その辺はどうだったのかということと、これはやっている人、町側の職員が気づいたのです

か、それとも相手、電話機ですから、その家の人が電話使えないのだけれどもと来たのか、この辺はどうなのでしょう。

○建設課長（篠原道憲君） 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の発生時間でございます。これにつきましては、平成31年2月14日の8時57分ごろということでございます。

2点目の直接の原因でございます。これにつきましては、排雪作業時にダンプトラックの荷台がおりる前に移動したという部分もございまして、引き込み線であった電気通信設備が断線した状態になったというところでございます。

3点目の気づいたのはという部分のご質問でございます。これにつきましては、実際に作業をしていた町側のほうの職員が気づいたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分の報告について

は、報告のとおり了承されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、議案第7号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第10号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額と北海道胆振東部地震に係る災害支援として本町が代理で受けていた被災地に対する寄附金の計上、さらに国の平成30年度補正予算に係る消費税率引き上げに伴う低所得者、子育て世帯への影響緩和を目的としたプレミアム付商品券事業の実施における関連経費について繰越明許費を設定し、補正計上したものであります。

また、平成30年度当初予算において計上した町営斎場建替事業に係る債務負担行為について、当初設定より工事費の増額が見込まれることから、限度額の変更についての債務負担行為の補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料の増額補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、過年度分の国庫補助金等の精算に伴う返還金の補正計上を行ったもので

あります。

農林水産業費におきましては、落雷により破損したダム雨雪量計の修繕費の補正計上を行ったものでございます。

公債費におきましては、借入れ条件の確定に伴う長期償還金利子の減額補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については地方交付税等に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

この結果、今回の補正予算額 1 億 4,943 万 6,000 円を既定予算に追加した予算総額は 91 億 3,037 万 1,000 円と相なった次第でございます。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 10 号）について、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長(高橋伸明君) 議案第 7 号 平成30年度余市町一般会計補正予算（第10号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,943 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91 億 3,037 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成31年 3 月 4 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4 ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、4 目財産管理費、補正額 4,324 万 6,000 円、25 節積立金 4,324 万 6,000 円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金 3 万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 4,311 万 6,000 円、図書整備基金積立金 10 万円の計上でございます。

5 目企画費、補正額 980 万 1,000 円につきましては、プレミアム付商品券事業に係る超過勤務手当 101 万 4,000 円と委託料 121 万 3,000 円、ふるさと納税に係る経費として 13 節委託料 757 万 4,000 円の追加計上でございます。

13 目諸費、補正額 1,298 万円、26 節寄附金 1,298 万円につきましては、北海道胆振東部地震被災地への災害支援として本町が代理で受領、受け付けをした寄附金の計上でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額 672 万円、23 節償還金及利息及び割引料 672 万円につきましては、平成 28 年度臨時福祉給付金に係る事務費及び事業費国庫補助金返還金の補正計上でございます。

6 目心身障害者対策費、補正額 7,885 万 1,000 円、20 節扶助費 7,870 万円につきましては、支給決定の増による更生医療給付助成費 410 万円、障害福祉サービス費等給付費 7,140 万円、障害児給付費 320 万円の追加計上でございます。23 節償還金及利息及び割引料 15 万 1,000 円につきましては、平成 25 年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 3 万 4,000 円、平成 29 年度障害者総合支援事業国庫補助金返還金 11 万 7,000 円の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額88万2,000円、23節償還金利子及び割引料88万2,000円につきましては、平成29年度子ども・子育て支援交付金返還金の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目医療給付事業費、補正額4万2,000円、23節償還金利子及び割引料4万2,000円につきましては、平成29年度未熟児養育医療国庫負担金返還金の補正計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、6目農業土地基盤整備費、補正額298万1,000円、11節需用費298万1,000円につきましては、余市ダム施設の雨雪量計の修繕費の補正計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

10款教育費、5項保健体育費、2目ジャンプ台管理運営費、補正額3万円、18節備品購入費3万円につきましては、寄附に伴います備品購入費の計上でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額609万7,000円の減につきましては、借り入れ条件の確定に伴います利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。2、歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額730万6,000円、1節地方交付税730万6,000円につきましては、地方交付税総額の増額に伴う追加交付決定されました普通交付税480万6,000円と特別交付税250万円の計上でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額3,935万円、4節身体障害者福

祉施設費国庫負担金、補正額3,935万円につきましては、歳出における更生医療給付助成費、障害福祉サービス費等給付費、障害児給付費の増加に伴う国庫負担金の計上でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額222万7,000円、1節総務費国庫補助金222万7,000円につきましては、プレミアム付商品券事務費補助金の計上でございます。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額1,967万5,000円、5節身体障害者福祉施設費道負担金1,967万5,000円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の増額計上でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額6,029万7,000円、1節総務費寄附金6,029万7,000円につきましては、1,565件の余市町ふるさと応援寄附金4,731万7,000円と412件の災害支援代理寄附金1,298万円でございます。

次のページをお開き願います。3目教育費寄附金、補正額13万円、1節教育費寄附金13万円につきましては、図書館図書購入寄附金として水沼ツタ様からの10万円、ニッカハイランドクラブ様よりジャンプ台備品購入寄附金3万円でございます。

5目民生費寄附金、補正額3万円、1節民生費寄附金3万円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして認定NPO法人ふまねっと余市支部様から1万円、永全寺寒修行一同様から1万円、学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園園児PTA様から1万円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

18款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額337万3,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金337万3,000円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う

繰入金の計上でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額1,164万8,000円、1節雑入1,164万8,000円につきましては、北後志衛生施設組合過年度還付金639万9,000円、北後志消防組合過年度還付金226万8,000円、ダム施設雨雪量計の修繕に係る公有建物共済保険共済金298万1,000円の計上でございます。

21款町債、1項町債、4目過疎対策事業債、補正額540万円、1節過疎対策事業債540万円につきましては、過疎地域自立促進特別事業債の増額計上でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。第2表、繰越明許費につきましては、歳入歳出でご説明申し上げましたプレミアム付商品券事業につきまして事業の実施が翌年度に及ぶことから、当該事業費の予算を繰り越して使用できるよう予算措置するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、プレミアム付商品券事業、金額222万7,000円。

次に、債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正につきましては、限度額の補正でございます。1、変更、事項、町営斎場建替事業、変更前限度額9億3,732万2,000円以内、変更後限度額9億7,364万5,000円以内。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。第4表、地方債補正につきましては、起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債、補正前限度額7,800万円、補正後限度額8,340万円。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 4ページと5ページ、財産管理費及び企画費のあたりのことをちょっと伺いたいのですけれども、1つ目としてはふるさと納税、ふるさと応援寄附金が今回も計上されるというわけなのですけれども、仮に今回のこの補正予算が執行されるということだったらばという話なのですけれども、30年度、今の時点で総額でいただくことができた応援寄附金の総額は幾らになっているのかというのが1つで、現在返礼品業務等々についてはこれまで質疑で伺っていたところ、JTBさんに委託をされているということだったのですけれども、その委託の経費というのは結局いただいた金額総額に対して幾らで何%になっているのだろうかということ。

さらに、この委託先はJTBさんということは前に聞き及んでいるのですけれども、この委託先が所定の業務を達成するためにさらに別の会社ですとか組織に仕事をお願いしてやっていくということというのはやっていらっしゃるとは思うのですけれども、どこの業者にそういうふうな仕事任せるといことは余市町は全部把握しているのかと。また、それは委託先のほうがこういうところに今回お願いすることにしましたのでというふうな事後報告的にいただくのか、あるいは前もってこういうところには実は仕事をお願いしようと思っっているのだけれどもという相談みたいなものは事前にあるのだろうか、その辺が聞きたい。

さらに、これが一緒に上、下に計上されていますけれども、図書整備の基金積み立てだとか、あるいは社会福祉施設等の基金というものと一緒に計上されてきているのですけれども、こういったものをいただいた際というのは、例えばふるさと納税のように何らかの返礼というのは行っているのでしょうか。恐らくお礼の手紙ぐらいは出しているのかなと思うのですけれども、そのあたりどうなっているのかなというのをまとめて確認しよう

と思うので、よろしくお願ひします。

○企画政策課長（笹山浩一君） 14番、大物議員のふるさと納税に関するご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のふるさと納税、今回補正予算のほうにのせてございます4,731万7,000円、こちらのほうにつきましては12月、1月、2月の部分の納税額を掲載しております。

それで、議員からご質問ございました総体の金額でございますが、こちらのほうの部分につきましては総体で約8,900万円が総体の金額となっております。2月28日、末日現在の金額で8,900万円という金額になってございます。そのうち返礼品、これは送料も含まれます。こちらのほうにつきましては約3,500万円で、約39%となっております。

それと、議員よりお話がございましたJTBへの支払い額、こちらのほうにつきましては約2,000万円、割合にいたしまして約22%となっております。その残りの分が余市町の基金、約3,400万円でございますが、こちらのほうが余市町の基金として残る金額というふうになってございます。

また、ご質問ございましたJTBのほうに関連する業者の関係でございますが、私どもJTBのほうからは直接伺ってはございませんが、JTBのほうでいろいろと商品開発等をする業者を下請ということで扱っておりますという業者があるということはお伺いしております。その部分で事業者、それとJTBと、そして寄附者への、寄附する方へのその辺の調整もこちらのほうでやっていると聞いていますということだけは私どものほうで確認はしてございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○総務課長（須貝達哉君） 14番、大物議員からの4点目のご質問になろうかと思いますが、図書館図書購入寄附金、さらには社会福祉寄附金などに対する返礼品はどうなのかといったご質問だっ

たと思います。これにつきましては、こういった寄附にしましては返礼品はお出ししていないということでご理解をいただきたいと思いますが、領収書とお礼状を発行させていただいているということでご理解いただきたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 改めてこうやって伺って、物すごい金額が動いているのだなというのを改めて認識しました。ただ、一方で名前は税なのだけれども、実態は寄附であるというちょっとややこしい性質のものなのですけれども、8,900万円のお金が動いたと。うち合わせて大体5,000万円は必要経費として充てるということ。これ税ではないのだけれども、自治体に入ってくるお金という意味合いでいけば、随分費用がかかるのだなと。9,000万円のお金を集めるために結局5,000万円かかって、手元に残るのは3,500万円と。これに対する考え、そのいい、悪いは今聞きたいのではないのだけれども、それについて考え方として聞きたいのが、実は前の町長というのは余りこれに前のめりになるということではなかったのです。あくまで地元のPRにとどめるべきで、お金集めを目的としてこういうことするのはちょっとよくないのではないかなという考えを持っていらしたというのはたびたび聞いていたのです。ちなみに、今の齊藤町長は、何度かこの話は聞いたことあるのですけれども、収入源という位置づけでこれに重きを置いて考えるのか、あくまでPRなのですかという考え方で、ラインナップふやすとふやしていつていますがけれども、そういう中でお金集めが目的ではないのだという強い趣旨でいるのかどうなのか、その辺をちょっと聞きたいというのが、この分野に関してです。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税に関して前の町長のラインを踏襲してPRなのか、それとも収入源、財源確保なのかという問いでございますが、私は収入源確保の

一つの手段だというふうに捉えているということです。

○8番（吉田浩一君） 民生環境常任委員会の委員長がちょっとこの質問したらうまくないのかなと思うのですけれども、5ページなのですけれども、心身障害者対策費の中で平成25年度分で戻っていますよね。何で今ごろ平成25年度分が来るのかという、ここがわからないので、これはどうしてなのかという説明をお願いします。

それと、じん荼処理費と今回土木総務費でそれぞれ財源の組みかえが行われていますよね。合わせて540万円かな。これが一般財源から地方債に移ったということは、一般財源というのは現金がないから、現金ではなくて、要するに起債のほうに回したよという、こういう考え方なのでしょうか。この2点をお願いします。

○町民福祉課長（上村友成君） 8番、吉田議員からの質問の1点目でございます心身障害者対策費にかかわります平成25年度の返還金が今なぜ発生しているのかという部分についてのご質問に答弁させていただきます。

こちらにつきましては、施設側の過誤によりまず返還金ではございますけれども、既に北海道分の返還金については昨年度返還してございます。国のほうの返還金につきましては、国のほうの精算、内容の精査につきまして事務的に時間がかかった関係上、平成25年度ではございますが、今回補正計上させていただいた部分でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○財政課長（高橋伸明君） 8番、吉田議員からの2点目のご質問、財源組みかえの関係についてご説明申し上げます。

まず、今回ご提案させていただきました地方債との財源の組みかえでございますが、具体的事業名で申し上げますと、4款の部分でいいますと合併処理浄化槽の部分に対する補助に対する部分、それから8款に関しましては空き家対策事業とい

うことで、こちらにつきましては歳出部分において平成30年度の中で補正予算で歳出予算としては増額計上既にさせていただいていた部分でございます。その中で、当初予算の中でこの2つの事業につきましては過疎対策のソフト事業ということで起債を財源として事業を実施してきたわけでございますが、過疎対策のソフト事業につきましては各町村ごとに限度額の設定がございますので、その限度額を超える部分につきましては当初の段階では予算措置できないという部分ございました。このたび2次協議の中で限度額超過の部分も協議に応じていただけるという部分がございますので、その前提要件として予算措置が必要という部分ございまして、今回提案させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○8番（吉田浩一君） まず、上村課長のほうなのですけれども、道のほうは去年返しましたよと。国のほうがまだ精算済んでいなかったもので、今回来ましたという、そういう説明でしたよね。説明としてはわかるのだけれども、一般的に5年も前のやつを何で今ごろ精算なのだと、率直にそう思うのです。これは、極端な話、国のほうから10年前のでも間違っていたから精算してくださいといったらそういう精算するのですか。これは、財政の考え方ということになると思うのだけれども、一般的に行政の時効と言ったらおかしいのだけれども、5年たてばなくなるというのはあれですよ。それからいくのであれば、今回の件はどうかと感じているのですけれども、これは間違いなく返さなければならないということで間違いのないのでしょうか。この辺だけ再度確認をします。

○町民福祉課長（上村友成君） 8番、吉田議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

今回の返還金につきましては、該当事業所から過誤の旨の、間違っ給付を受けてしまったという部分の申請がありました関係で、そちらの過誤

の関係の書類整理、あと報告についてが若干、25年度に発生したものではありませんけれども、その後27年、28年というふうに書類の整理について時間がかかった部分でございます。北海道において審査した結果、29年度に道の分については返還させていただきました。北海道の整理を終了した後、北海道からの国への状況の説明等がございました関係上、5年という期間が経過してございましたけれども、国のほうから正式な返還決定がなされた部分でございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○11番（白川栄美子君） プレミアム付商品券のことでちょっとお尋ねいたします。

先ほども町長の提案説明にもございました。これは、今国会で公明党が強く主張してきたものでございますけれども、この商品券は低年金の世帯を含む住民非課税世帯、生活保護者を除くということになっております。これは、ゼロ歳から2歳の子供がいる世帯が対象です。購入限度額は最大2万円、この場合に2万5,000円の買い物ができるということにもなって、額面も1枚あたり500円などと小口で設定されるというふうにもなって、使い勝手のよい仕組みとなっているということでございます。有効期間としては10月から2020年の3月までの半年間なのですけれども、今ここでまずは経費、委託料とかも出ているのですけれども、これからの開始になるまでの流れ、そこをちょっと教えていただきたいと思っております。あとは、周知も含めてです。これからの周知も含めて。

○企画政策課長（笹山浩一君） 11番、白川議員からのプレミアム付商品券の関係につきまして私のほうからご答弁申し上げます。

今後の日程といいますか、作業のイメージということでございますが、実は後志振興局単位での担当者の説明会が3月5日、あした開催されました、詳細につきましてはその中でかなり詳しい内容がそちらのほうで提示されるかなというふうに

考えております。ただ、国から示されております標準的な作業のイメージということでございますが、これかなり大まかでございます。現在から夏ぐらいまでにかけては事務作業補助を委託する事業者等の選定や調整、そして対象者リストの作成、そして管理システムの構築、そのほかに商品券利用可能店舗の公募、商品券の販売方法、その辺と、また換金業務に関する金融機関等との調整等も、そういった部分も現在から夏ぐらいまではそういった作業も出てまいります。それで、大体6月ごろに住民税非課税者に購入希望申請を促すための個別の広報活動の準備を行います。そして、7月から8月ぐらいまでにこれは非課税者分の個別広報活動の実施と購入希望申請の受け付け、届き次第こちらは順次審査してまいる状況になってございます。そして、9月ごろから購入の引きかえ券を発送、こういった流れになってございます。そして、議員先ほどおっしゃいました10月から3月の間でその辺の商品券の利用、そして換金処理と、そういった、現在のところはちょっと大ざっぱですけれども、そういう流れとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成30年度余市町一般会計補正予算(第10号)については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第8号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長(増田豊実君) ただいま上程されました議案第8号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算の内容でございますが、歳出におきまして第1号被保険者の保険料更正による過年度支出金の増額補正計上を行ったものでございます。

なお、歳入につきましては、必要となる一般財源を繰越金に求めて、歳出との均衡を図ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明を申し上げます。

議案第8号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

平成30年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,569万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、2

ページをごらんいただきたいと存じます。下段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、補正額25万円、23節償還金利子及び割引料25万円につきましては、第1号被保険者の保険料更正による過年度支出金の増に伴う追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、上段をごらん願います。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額25万円、1節繰越金25万円につきましては、歳出でご説明申し上げました第1号被保険者の保険料更正による過年度支出金の増に伴い必要となる一般財源について繰越金を計上するものでございます。

以上、議案第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成30年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、議案第9号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長（羽生満広君） ただいま上程されました議案第9号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算は、国保事業報告システム改修負担金及びレセプト併用化システム改修負担金について補正計上を行ったものでございます。

また、歳入におきましては、保険給付費等交付金（特別交付金）により収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,193万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをごらん願います。下段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金、補正額37万円、19節負担金補助及び交付金

37万円につきましては、国保事業報告システム改修負担金とレセプト併用化システム改修負担金に係る増額計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページ上段をごらん願います。2、歳入、4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額37万円、2節保険給付費等交付金（特別交付金）37万円につきましては、国保事業報告システム改修負担金及びレセプト併用化システム改修負担金に係る財源を保険給付費等交付金（特別交付金）に求めたものでございます。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のと

おり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第10号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(渡辺郁尚君) ただいま上程されました議案第10号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、資本的支出、第1項建設改良費において予算措置しております配水管整備事業及び原水設備改良事業について、入札の執行により本年度の事業費が確定したことにより不用額を生じたため減額補正をいたし、あわせて特定財源として予算措置しております工事負担金及び企業債にも変更が生じることから、所要の減額措置を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条 平成30年度余市町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目、第4号、主要な建設改良事業、ア、配水管整備事業、既決予定量2億2,533万5,000円、補正予定量745万2,000円の減、計2億1,788万3,000円。

イ、原水設備改良事業、既決予定量604万9,000円、補正予定量129万7,000円の減、計475万2,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億5,574万3,000円」を「2億5,577万4,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「6,370万3,000円」を「6,373万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億2,044万3,000円、補正予定額878万円の減、計3億1,166万3,000円。

第3項工事負担金、既決予定額495万円、補正予定額248万円の減、計247万円。

第4項企業債、既決予定額2億5,900万円、補正予定額630万円の減、計2億5,270万円。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額5億7,618万6,000円、補正予定額874万9,000円の減、計5億6,743万7,000円。

第1項建設改良費、既決予定額2億6,547万5,000円、補正予定額874万9,000円の減、計2億5,672万6,000円。

次のページをお開き願います。第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前限度額1億8,300万円、補正後限度額1億7,800万円。

起債の目的、原水設備改良事業、補正前限度額600万円、補正後限度額470万円。

平成31年3月4日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、平成30年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。平成30年度余市町水道事業会計予算実施計画、資本的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款資本的収入、補正額878万円の減、3項工事負担金、補正額248万円の減、1目工事負担金、補正額248万円の減につきましては、入札執行等により事業費が確定したことによる減額補正でございます。

4項企業債、補正額630万円の減、1目企業債、補正額630万円の減につきましては、入札執行等により事業費が確定したことによる減額補正でございます。

支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額874万9,000円の減、1項建設改良費、

補正額874万9,000円の減、2目配水設備改良費、補正額745万2,000円の減につきましては、入札執行等により事業費が確定したことによる減額補正でございます。

3目原水設備改良費、補正額129万7,000円の減につきましては、入札執行等により事業費が確定したことによる減額補正でございます。

以上、議案第10号につきまして提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 2つお伺いしたいのですが、1つ目は、今3月でございますから、平成30年の決算見通しはどの程度になってきているのかなということが1つ目と、2つ目としては本年度、30年度から繰り入れの仕組みを新しくしたのではないですか。その効果というのは、実際に仕事してみて今のところどう感じているのかなということをお伺いしたいと思います。

○水道課長（渡辺郁尚君） 14番、大物議員からのご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目、平成30年度の決算の見通しということのご質問でございます。平成30年度の決算の見込みにつきましては、現在係数等、詳細を詰めているところでございますが、ほぼ30年度の当初の予算どおりとなる見込みでございます。

また、2点目、収入にかかわる繰り入れの効果でございます。これにつきましては、一般会計からの補助金、出資金、繰り入れに係る部分でございます。これにつきましては、従来から指摘のありました簡易水道統合に係る部分、これの元利償還金の部分がある程度長期的に見通しを立てることができているところでございますので、収入としての財源は一定程度の見通しが図れるという効果が出ているものというところでございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成30年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明5日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午前11時46分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 5番 土 屋 美 奈 子

余市町議会議員 7番 近 藤 徹 哉

余市町議会議員 8番 吉 田 浩 一